

○宮崎大学工学部専門科目履修規程

〔 令和3年3月25日 〕
制 定

改正 令和3年5月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部規程第5条の規定に基づき、宮崎大学工学部専門科目の受講及び試験等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講及び受講科目登録)

第2条 専門科目は、各プログラムの開講科目表にしたがって所定の年次・学期に受講することを原則とする。

- 2 受講科目登録は、所定の手続きにより別に定める期日までに登録しなければならない。
- 3 他学部の専門科目を受講するときは、所定の受講願を教務・学生支援係に提出し、当該学部の許可を得なければならない。

(成績評価を受ける資格及び特別欠席の取扱い)

第3条 成績評価を受ける資格は、各授業科目について所定時間数の75%以上の出席を必要とする。

- 2 各授業科目の受講に当たり遅刻・早退のあるときは、それらの3回を合わせて1回の欠席とみなす。
- 3 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を欠席事由解消後1週間以内に教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。授業担当教員は原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。
 - (1) 忌引
父母及び配偶者にあつては7日、子にあつては5日、祖父母及び兄弟姉妹にあつては3日とする。
 - (2) 天災
必要と認める日・時間
 - (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
 - (4) 本学の授業に伴う実習等に参加するとき。
 - (5) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数については制限する場合がある。
 - (6) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。
- 4 その他条件がある科目に関しては、別途定める。

(成績評価基準)

第4条 定期試験は、前学期と後学期の終わりの時期に、その学期に開講した授業科目について実施される。

- 2 各授業科目の成績評価は、試験、または他の評価方法による。なお、合否の結果は定期試験等終了後2週間以内にWEB上において発表する。
- 3 標準成績評価基準は、下記の評語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可は不合格とする。

秀 : 評点 90 点以上 (到達目標を特に優秀な水準で達成している。)
優 : 評点 80~89 点 (到達目標を優秀な水準で達成している。)

- 良：評点 70～79 点（到達目標を良好に達成している。）
可：評点 60～69 点（到達目標の必要最低限は達成している。）
不可：評点 60 点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

（成績評価に関する申立て）

第 5 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として当該学期内に教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。詳細については別途定める。

（追試験）

第 6 条 成績評価を受ける資格を有し、次のいずれかに該当し定期試験を受験できなかった者は、所定の追試験願を教務・学生支援係に提出し、追試験を 1 回に限り受験することができる。

- (1) 第 3 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者
- (2) 病気、怪我、事故により受験できなかった場合で、その事実が証明できる者

（再評価）

第 7 条 成績評価で不合格となった者で授業担当教員に願い出て許可を受けた者は、再評価を 1 回に限り受けることができる。

- 2 再評価は、再試験又は他の評価方法による。
- 3 再評価の結果は、前学期は 9 月 20 日までに、後学期は 3 月 10 日までに WEB 上において発表する。
- 4 再評価の成績は、60 点を上限とし、59 点以下を不合格とする。

（卒業期の再評価の取扱い）

第 8 条 卒業期の判定で、原則として 1 科目（卒業研究は含まない。）の単位不足で不合格となった者は、申出により授業担当教員の指示に従い、3 月 15 日までに再評価を受けることができる。

（再受講）

第 9 条 成績評価及び再評価で不合格となった者は、第 2 条第 2 項に定める受講手続きを行い、再受講することができる。

（卒業研究着手の要件）

第 10 条 卒業研究に着手するためには、3 年以上在学（編入学生にあつては 1 年以上在学）し、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 基礎教育科目の単位を 34 単位以上修得していること。ただし、この中に導入科目 18 単位、課題発見科目 6 単位、学士力発展科目 10 単位を含むこと。さらにこの学士力発展科目には、地域・学際系 6 単位およびプログラムで指定する外国語系の英語 4 単位を含むこと。
- (2) 共通融合科目の単位を 7 単位以上修得していること。ただし、編入学生は 4 単位以上を修得していることとする。詳細は各プログラムにおいて定める。
- (3) 卒業研究着手に必要な単位数として、各プログラムにおいて別に定められた専門科目の単位数以上を修得していること。

（卒業の要件）

第 11 条 卒業の要件は、宮崎大学学務規則第 5 条に定める修業年限（同規則第 13 条第 1 項の規定により入学した者にあつては、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、次の各号をすべて満たした上で、128 単位以上を修得することとする。

- (1) 基礎教育科目の単位を 36 単位以上修得していること。ただし、この中に導入科目 18 単位、課題発見科目 6 単位、学士力発展科目 12 単位を含むこと。さらにこの学士力発展科目には、地域・学際系 6 単位およびプログラムで指定する外国語系の英語 4 単位を含むこと。
- (2) 専門科目の必修科目単位を全部修得していること。
- (3) 専門科目の選択科目として各プログラムの開講科目表において指定された科目から、別に定

められた卒業に必要な単位数以上を修得していること。

(学位)

第12条 本学部の卒業生には、学士(工学)の学位が授与される。

(不正行為)

第13条 不正行為をした者は、宮崎大学学務規則により懲戒される。なお、併せて不正行為を行った当該学期において受験した専門科目の成績はすべて無効とし、受験予定の専門試験科目は受験資格を失うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者及び令和4年度以前に編入学した者又は編入学する者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。